

「使用貸借契約書」中第4条に関する覚書

城里町（以下「甲」という。）と株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック（以下「乙」という。）とは、甲乙間において平成30年1月30日付で契約された「使用貸借契約書」（以下「原契約」という。）中第4条に基づき、光熱水費等の負担金を定めるため、次のとおり協定（以下「本覚書」という。）を締結するものとする。

（負担割合）

第1条 乙は、原契約で貸借している、貸借物件に係る光熱水費として、別表のとおり負担するものとする。

（本覚書の変更）

第2条 本覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して、変更することができるものとする。

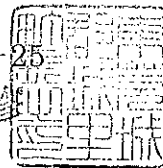
（その他）

第3条 本覚書に定めのない事項については、甲乙協議して、別に定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月9日

甲 東茨城郡城里町大字石塚 1428-25
城里町長 上 遠野



乙 水戸市笠原町 136-1
株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック
代表取締役社長 浜田 邦 郎



別表

	対象貸借物件	延床面積	負担割合
電気料金	町民センター本館 ・プレイルーム・フロントアガミ室1・フロントアガミ室2・シャワー室・倉庫・1階2階配膳室・ミーティングルーム・応接室兼社長室・会議スペース・マイカスペース・トップチーム選手ラウンジ・監督室・トップチームスタッフ室・1階2階廊下	653.18 m ²	親メーターの 25.95%負担
	町民センター別館 ・トップチーム更衣室・スパイクルーム・備品倉庫・トイレ・脱衣所・浴室・ランドリールーム等	240.00 m ²	子メーターの 100.00%負担
水道料金	町民センター本館 ・プレイルーム・フロントアガミ室1・フロントアガミ室2・シャワー室・倉庫・1階2階配膳室・ミーティングルーム・応接室兼社長室・会議スペース・マイカスペース・トップチーム選手ラウンジ・監督室・トップチームスタッフ室・1階2階廊下	653.18 m ²	親メーターの 25.95%負担
	町民センター別館 ・トップチーム更衣室・スパイクルーム・備品倉庫・トイレ・脱衣所・浴室・ランドリールーム等	240.00 m ²	子メーターの 100.00%負担
ガス料金	町民センター本館 ・シャワー室	13.30 m ²	子メーターの 100.00%負担
	町民センター別館 ・トップチーム更衣室・スパイクルーム・備品倉庫・トイレ・脱衣所・浴室・ランドリールーム等	240.00 m ²	子メーターの 100.00%負担

※町民センター別館には、電気・ガス・水道の子メーターを設置済

※町民センター本館シャワー室には、ガスの子メーターを設置済

※町民センター本館の電気・水道料金は、親メーターのみ設置のため、下記の算出方法にて負担割合算出

・全体延床面積 2757.40 m²－別館延床面積 240.00 m²＝本館延床面積 2517.40 m²
 ・本館貸借及び専有物件延床面積 653.18 m²÷本館延床面積 2517.40 m²×100
 ＝親メーター負担割合 25.95%